

食安輸発1227第2号  
平成25年12月27日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(台湾産ポンカンのジフェノコナゾール、メキシコ産パッションフルーツのシペ  
ルメトリン及び未成熟いんげんのフィプロニル)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成25年3月29日付け  
食安輸発0329第3号（最終改正：平成25年12月26日付け食安輸発1226第1号）に基  
づき実施しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、台湾産生鮮ポンカンにおいて食品衛生  
法違反の事例があったことから、下記の食品について食品衛生法違反の可能性を判  
断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応す  
ることとし、上記通知の別表第2（製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。）  
及び別表第3に下記を追加します。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、同通知の別表第2及び別表第3からメキ  
シコ産パッションフルーツのシペルメトリンの項及び未成熟いんげんのフィプロニ  
ルの項を削除するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願ひします。

記

検査強化日	対象国 ・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
平成25年12月27日	台湾	ポンカン及びその加工 品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ジフェノコナゾール)	TAI HUA TRADING CO., LTD.